

計量法（平成四年法律第五十一号）第一百条において準用する同法第六十六条の規定によつて指定製造事業者の指定の効力を失つたことを確認したので、同法第二百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

令和七年十一月十九日

経済産業大臣 赤澤 亮正

○一二一七〇一		指定番号	
平成六年十 月四日	日 一月二十五	指定年月日 令和七年十 月二十五	失効年月日
質量計第一類	事業の区分の 略称	事業の区分の 略称	製造事業者の名称
株式会社クボタ	株式会社クボタ	株式会社クボタ 久宝寺事業センター 大阪府八尾市神武町二番三十五号	指定の効力が失効した工場又は事業場 の名称及び所在地